

(28) サービス提供体制加算について

- ① 2 (7)④及び⑤、3 (9)②及び③並びに4 (5)②を準用する。
- ② 指定地域密着型介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

と。

- ⑤ 次に掲げる者が、直接、当該施設へ入所した場合には、当該加算は算定できないものであること。

a 病院又は診療所に入院中の者

b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者

c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者

- ⑥ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。

- ⑦ 本加算の算定にあたっては、個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応しい設備を整備すること。

- ⑧ 本加算は、当該入所者が入所前一月の間に、当該介護老人福祉施設に入所したことがない場合及び過去一月の間に当該加算（他サービスを含む）を算定したことがない場合に限り算定できることとする。6 の(3)を準用する。

(30) サービス提供体制加算について

- ① 2 (12)④及び⑤、4 (10)②及び③並びに5 (6)②を準用する。

- ② 地域密着型介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

(31) 介護職員処遇改善加算について

2 の(13)を準用する。

9 複合型サービス費

(1) 基本報酬の算定について

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5 (1)を参照すること。

(2) サービス提供が過少である場合の減算について

- ① 「登録者一人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、

当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、七を乗ずることによって算定するものとする。

イ 通いサービス

一人の登録者が一日に複数回通いサービスを利用する場合にあつては、複数回の算定を可能とする。

ロ 訪問サービス

一回の訪問を一回のサービス提供として算定すること。なお、複合型サービスの訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。

ハ 宿泊サービス

宿泊サービスについては、一泊を一回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを一回とし、計二回として算定すること。

② 登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあつては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとする。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとする。

③ 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所に対し適切なサービスの提供を指導するものとする。

(3) 看護サービスの指示の有効期間について

看護サービスは主治の医師による指示若しくは主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に行われるものであること。

(4) 医療保険の訪問看護を行う場合の減算について

① 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等（九十五号告示第四号を参照のこと。）の患者について、医療保険の給付の対象となる訪問看護を行う場合には、所定単位数から減算する。

② 前記①の場合、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療

保険の給付の対象となる期間に応じて単位数を減算する。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に基づくものとする。

③ 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から十四日間を限度として医療保険の訪問看護の給付対象となるものであり、当該月における当該特別指示の日数に応じて減算する。

④ 前記③の場合の医療機関における特別指示については、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。

(5) 理学療法士等の看護サービスの提供について

① 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この項において「理学療法士等」という。）による看護サービスは、その看護サービスが看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに看護サービスを提供させるという位置付けのものである。

なお、言語聴覚士により提供される看護サービスは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定に関わらず業とすることができるとされている診療の補助行為（言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十二条第一項）に限る。

(6) 認知症加算について

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(4)を参照すること。

(7) 退院時共同指導加算について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(1)を参照すること。

(8) 事業開始時支援加算について

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(5)を参照すること。

(9) 緊急時訪問看護加算について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(7)を参照すること。

第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。	(10) <u>特別管理加算について</u> <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(8)を参照すること。この場合、「訪問看護サービス記録書」は「複合型サービス記録書」とすること（以下同じ）。</u> (11) <u>ターミナルケア加算について</u> <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(9)を参照すること。この場合、2(9)①中「在宅」とあるのは、「在宅又は複合型サービス事業所」とすること。</u> (12) <u>サービス提供体制加算について</u> <u>小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(6)を参照すること。</u> (13) <u>介護職員処遇改善加算について</u> <u>2の(13)を準用する。</u> 第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。
---	--